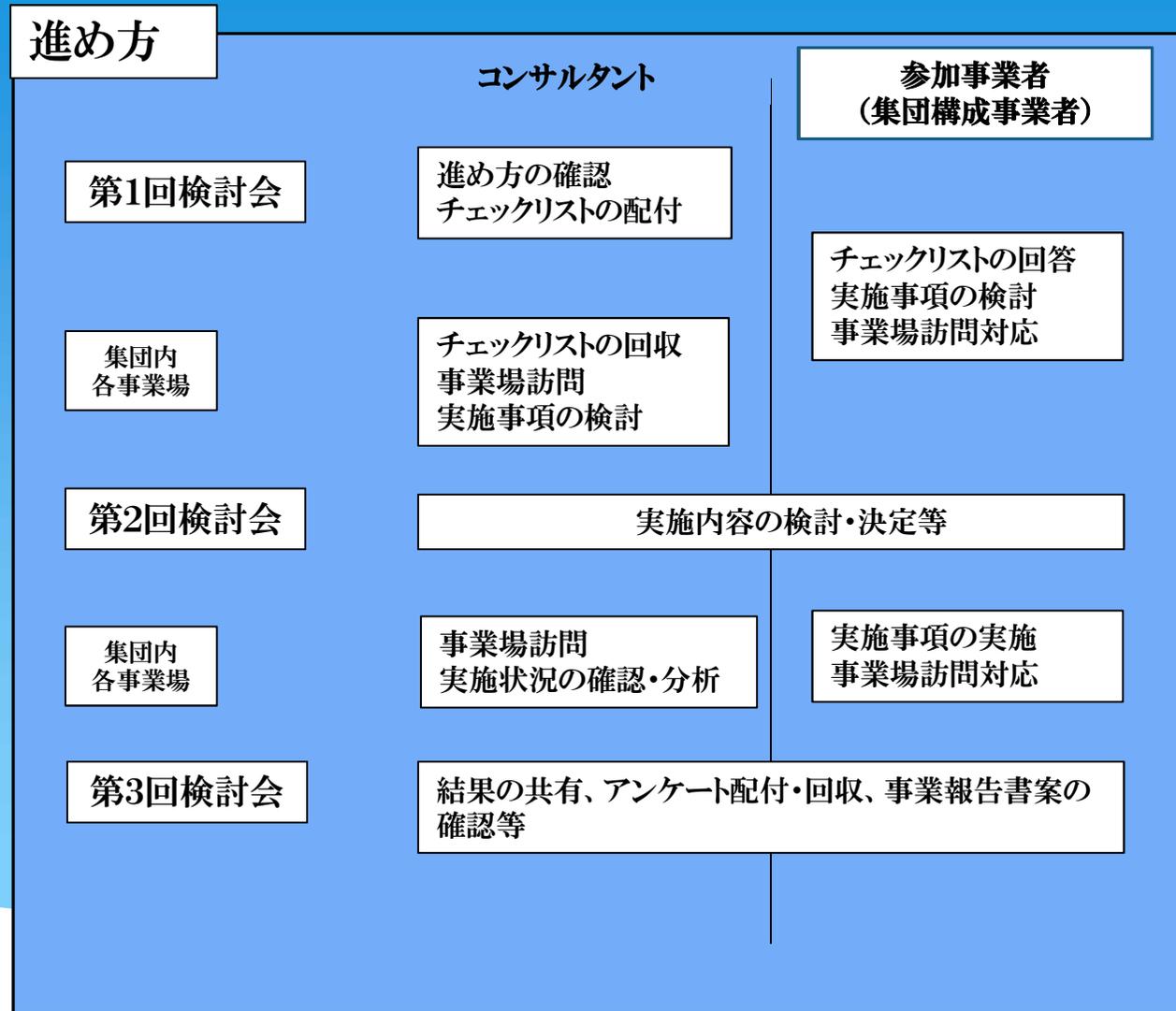


平成29年度パイロット事業(トラック運転者労働条件改善事業)の流れ

対象集団構成



進め方



パイロット事業集団構成事業者の皆様にご協力いただきたい事項

☀ 検討会(協議会)にご参加ください！

各事業者様の日程等をコンサルタントが調整します。日程が合わない場合には、ご無理をしていただく必要はありません。内容は、郵送等でお伝えすることも可能です。

☀ チェックリスト、アンケートにお答えください！

コンサルタントがお配りしますチェックリスト、アンケートにご回答ください。後日コンサルタントが回収させていただきます。

☀ コンサルタントの事業場訪問にご対応ください！

年2回、コンサルタントが各事業者様に訪問させていただき、パイロット事業としての実施事項について、事業者様と検討させていただきます。

☀ 検討会、事業所訪問に要する時間は半日程度です！

各事業者様にお集まりいただく検討会、事業場内でご対応いただく事業所訪問は、半日程度の範囲内で時間的ボリュームをコンサルタントが調整いたします。

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の設置

現在、国会に提出されている「労働基準法の一部を改正する法律案」において、**月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）に係る中小企業への猶予措置を廃止する**こととされている（平成31年4月）。

このような中、**トラック運送業**では、総労働時間が長く、トラック運送事業者のみの努力でこれを改善することが困難な状況にあるため、**長時間労働抑制に向けた環境整備を進める必要**がある。

以下のロードマップに基づき、

- 関係者（※）で構成する**協議会を中央・都道府県に設置**。

※ 学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（厚生労働省、国土交通省）など

- **「ガイドライン」を策定**し、長時間労働の抑制とその定着を図っていく。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・都道府県で協議会の設置・検討 (厚労省・国交省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置			
	協議会の開催、パ〇ット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定 等			
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
③パ〇ット事業（実証実験）の実施、対策の具体化		パ〇ット事業（実証実験）の実施 労働時間短縮のための助成事業		
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

更定
な期
るの
対な
策F
のU
検・
討

パイロット事業の概要 (※)

※ トラック運転者労働条件改善事業（厚生労働省委託事業）を活用する場合。

トラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するため、**ガイドラインを作成し、その普及・定着を図る取組の一環**として実施する実証実験。

具体的には、行政から派遣される**アドバイザー等とともに、発荷主・着荷主、運送事業者を構成員とする集団が、年3回程度議論し、課題の抽出・改善策の検討・実施、報告書のとりまとめ**を行うもの。

- スケジュール・イメージは、以下のとおり。なお、平成28年度と平成29年度に実施。

【参画者】（事業者側）発荷主、着荷主、運送事業者

（行政側）行政からの受託者、奈良労働局、奈良運輸支局

第1回（6月頃）

パイロット事業の説明、
アドバイザーが作成する**自己診断チェックリストの配布・記入要領等の説明**

この期間中、アドバイザーが自己診断チェックリストの分析・個別訪問などを行い、自動車運転者の**労働時間の実態、荷主等からの受注の現状、労働時間短縮の隘路などを検証**。

第2回（10月頃）

アドバイザーが把握した労働時間改善のための荷の発注方法等の**問題点とその改善策に関する検討**

この期間中、アドバイザーが個別訪問などにより、自動車運転者の**労働時間の改善策の実施状況の確認・助言などを実施**。

第3回（2月頃）

事業の**結果報告・今後の課題等を議論、報告書のとりまとめ**